

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

計画期間の 3 年間だけでなく、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年を見据え、本市の高齢者施策を総合的に推進するために策定

2 計画の位置づけ

老人福祉法第 20 条の 8 に規定する老人福祉計画と、介護保険法第 117 条に規定する介護保険事業計画を一体的に策定

共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条に規定する市町村認知症施策推進計画を包含

3 計画の期間

令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 年間

第 2 章 高齢者等の現状と将来推計

将来推計によると、令和 22（2040）年には生産年齢人口は急減する一方で、高齢者数は 234,565 人に微増

高齢化率は令和 8（2026）年まで 28.3%で推移し、その後徐々に上昇し、令和 22（2040）年には 33.7%になる見込み

要支援・要介護認定者の推移、令和 4 年度に実施した高齢者等実態調査の結果、KGI・KPI の進捗状況等を踏まえ、前計画の評価を実施

1 高齢者等の現状

2 要支援・要介護認定者の状況

3 日常生活圏域

4 高齢者等実態調査結果

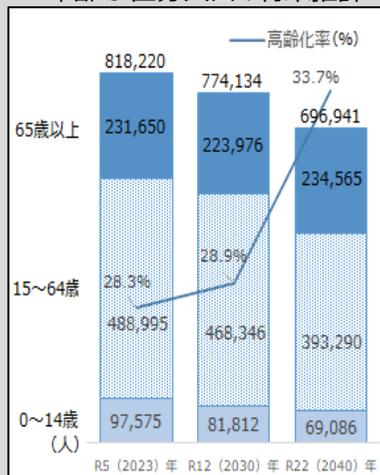
5 高齢者数等の将来推計

6 前計画の評価

■ KGI（健康寿命）の状況

前計画策定時 H28（2016）年	現状値 R 元（2019）年
男性：71.46 年	男性：72.82 年
女性：73.60 年	女性：74.46 年

■ 年齢 3 区分人口の将来推計



第 3 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

『安心 すこやか 支え合い 暮らし続けられる堺』

2 計画目標

● 安心で心豊かに暮らし続けられる ● すこやかに暮らし続けられる ● 支え合い暮らし続けられる

3 KGI（重要目標達成指標）

健康寿命（日常生活に制限のない期間の平均）

目標値【令和 8（2026）年度：男性 73.54 年、女性 76.54 年】

4 施策体系

【基本理念】→【計画目標・KGI】→【重点施策・施策展開】

第 4 章 施策の展開

以下の 6 つの重点施策に KPI を設定し、高齢者福祉施策を展開（※KPI は次ページに記載）

1 高齢者健康増進施策・自立支援の取組の推進

2 高齢者の社会参加と生きがい創出の支援

3 高齢者が安心して暮らし続けられる都市・住まいの基盤整備

4 認知症施策の推進

5 在宅ケアの充実及び連携体制の整備

6 介護サービス等の充実・強化

第 5 章 介護サービス量等の見込み

中長期的な視点で給付と負担のバランスを図り、安定的な介護保険事業を運営するための取組を推進

1 介護保険施設等の整備

2 要支援・要介護認定者数の見込み

3 介護保険給付の見込み

第 6 章 自立支援・介護予防・重度化防止等の取組と目標

介護保険法の規定に基づき、取組内容及び目標値を設定

1 高齢者の自立支援・介護予防・重度化防止等の取組の推進

2 介護給付等に要する費用の適正化の取組の推進

第 7 章 計画の推進

計画理念や目標、施策、取組について、市民の認知・理解を得て普及・啓発するため、地域や関係機関、各種団体、事業者などと連携し、周知・広報活動を行い、計画を推進

1 関係機関等との連携

2 計画の周知・広報

第4章 施策の展開（抜粋）

○重点施策・施策展開・KPI（重要業績評価指標）

重点施策	施策展開	KPI（重要業績評価指標）
1 高齢者健康増進施策・自立支援の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 介護予防の充実・推進 (2) リハビリテーション専門職を活かした取組の推進 (3) 介護予防・生活支援サービス事業の推進 (4) 生涯にわたるところと体の健康の増進 	新規要支援・要介護認定者の平均年齢 【現状（令和3（2021）年度）】 79.8歳 【目標（令和8（2026）年度）】 81.0歳
2 高齢者の社会参加と生きがい創出の支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会参加の機会・情報の提供 (2) 地域を支える担い手の確保・育成 (3) 地域の通いの場の創出 (4) 地域における助け合い活動の推進 	介護予防に資する住民主体の通いの場への参加率 【現状（令和4（2022）年度）】 6.34% 【目標（令和8（2026）年度）】 8.00%
3 高齢者が安心して暮らし続けられる都市・住まいの基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者が安心して暮らし続けられる住まいの確保 (2) 高齢者が暮らしやすい生活環境の整備 (3) 災害や感染症対策に係る体制整備と支援 (4) 高齢者等への見守り支援 (5) 権利擁護支援の充実 (6) 消費者被害防止や特殊詐欺被害防止のための取組推進 	見守りネットワーク登録事業所数 【現状（令和4（2022）年度）】 2,374件 【目標（令和8（2026）年度）】 2,600件
4 認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 認知症に関する普及啓発の推進 (2) 認知症の予防と早期発見・早期対応の推進 (3) 認知症への適切な対応と支援制度の充実 (4) 認知症の本人・家族等への支援や居場所の提供 	認知症サポーターの人数 【現状（令和4（2022）年度）】 86,617人 【目標（令和8（2026）年度）】 103,000人
5 在宅ケアの充実及び連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 在宅医療・介護の連携強化 (2) 地域包括支援センターの運営 (3) 総合的な相談支援体制の整備 (4) 在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実 (5) 家族介護者等への支援の充実 (6) 市民への情報提供の充実や意識の啓発 	地域包括支援センターの援助件数 【現状（令和4（2022）年度）】 162,307件 【目標（令和8（2026）年度）】 170,000件
6 介護サービス等の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> (1) 2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備 (2) 介護サービスの質の向上 (3) ケアマネジメントの質の向上 (4) 介護現場の生産性の向上 (5) 費用負担への配慮 (6) 介護保険制度に関する啓発・情報提供・苦情相談等 (7) 介護給付適正化事業の推進 	特定処遇改善加算を取得し介護人材の安定的な確保に努めている事業所の割合 【現状（令和5（2023）年9月）】 70.85% 【目標（令和8（2026）年度）】 75.80%